

## (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園発注者支援等業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園発注者支援等業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

### (実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び特記仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

### (提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、提案内容、記載事項の詳細や様式などは、別に定める。

- (1) 配置予定技術者の概要及び業務経歴等
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 業務体制
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務及びプロポーザルの評価に必要な事項

### (評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とし、詳細は別に定める。

- (1) 提案内容の妥当性・実現性等
  - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
  - (3) 業務体制の妥当性、充実度等
  - (4) 専門技術力、提案に対する説明力等
  - (5) ワークライフバランスに関する取組等
- 2 プロポーザルの評価にあたっては提案書をもとに行い、提案者にヒアリングを行うものとする。申込者が4者以上の場合は提案書をもとに書類選考を実施し、最大3者にヒアリングを実施する。
- 3 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。ただし、同点の場合は、評価委員会にて採択を行う。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、((仮称)旧上瀬谷通信施設公園発注者支援等業務委託プロポーザル評価委員会(以下、評価委員会)を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長 環境創造局みどりアップ推進部長
- 副委員長 環境創造局政策調整部長
- 委員 環境創造局上瀬谷公園整備・公園公民連携担当部長  
環境創造局技術監理課担当課長  
環境創造局公園緑地整備課上瀬谷担当課長  
都市整備局上瀬谷整備推進課担当課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
  - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
  - 5 委員長は、評価結果を環境創造局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
  - 6 評価委員会は非公開とする。
  - 7 ヒアリングについては、事務局の判断により、WEB会議形式により行うことができるものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和5年7月18日から施行する。